（国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の一部改正）

**第二条**　国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令（昭和三十八年厚生省令第十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （調整対象需要額の算定方法）<br>**第四条**　調整対象需要額は、次に掲げる額の合計額とする。<br>一　イ及びロに掲げる額の合算額（当該年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定による前期高齢者交付金がある都道府県にあつては、これを控除した額）からハ及びニに掲げる額の合算額を控除した額<br>イ・ロ　（略）<br>ハ　(1)に掲げる額から当該年度における当該都道府県内の各市町村に係る(2)及び(3)に掲げる額の総額を控除した額の百分の四十一に相当する額<br>(1)　（略）<br>(2)　法第七十二条の三第一項及び法第七十二条の四第一項の規定による繰入金（国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号。以下「施行令」という。）第二十九条の七第一項第一号に規定する基礎賦課額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百三条の四第二項第一号に規定する基礎課税額を含む。ニ(2)及び(3)において同じ。）に係る部分に限る。ニ(1)及び第七条第一項第一号ニ(1)において「基礎賦課額に係る繰入金」という。）の二分の一に相当する額<br>(3)　当該年度における当該都道府県内の各市町村の法第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金（施行令第二十九条の七第一項第一号に規定する基礎賦課額に係る部分に限る。ニ(3)及び第七条第一項第一号ニ(3)において同じ。）に相当する額の総額<br>ニ　次に掲げる額の合算額<br>(1)・(2)　（略）<br>(3)　当該年度における当該都道府県内の各市町村の法第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金に相当する額の総額<br>(4)・(5)　（略）<br>二　イに掲げる額からロ及びハに掲げる額の合算額を控除して得た額<br>イ　（略）<br>ロ　(1)に掲げる額から当該年度における当該都道府県内の各市町村の(2)及び(3)に掲げる額の総額を控除した額の百分の四十一に相当する額<br>(1)・(2)　（略）<br>(3)　当該年度における当該都道府県内の各市町村の法第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金（施行令第二十九条の七第一項第二号に規定する後期高齢者支援金等賦課額に係る部分に限る。ハ(3)及び第七条第一項第二号ハ(3)において同じ。）に相当する額の総額<br>ハ　次に掲げる額の合算額<br>(1)・(2)　（略）<br>(3)　当該年度における当該都道府県内の各市町村の法第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金に相当する額の総額 | （調整対象需要額の算定方法）<br>**第四条**　調整対象需要額は、次に掲げる額の合計額とする。<br>一　イ及びロに掲げる額の合算額（当該年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定による前期高齢者交付金がある都道府県にあつては、これを控除した額）からハ及びニに掲げる額の合算額を控除した額<br>イ・ロ　（略）<br>ハ　(1)に掲げる額から当該年度における当該都道府県内の各市町村に係る(2)に掲げる額の総額を控除した額の百分の四十一に相当する額<br>(1)　（略）<br>(2)　法第七十二条の三第一項及び法第七十二条の四第一項の規定による繰入金（国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号。以下「施行令」という。）第二十九条の七第一項第一号に規定する基礎賦課額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百三条の四第二項第一号に規定する基礎課税額を含む。ニ(2)において同じ。）に係る部分に限る。ニ(1)及び第七条第一項第一号ニ(1)において「基礎賦課額に係る繰入金」という。）の二分の一に相当する額<br>(3)・(4)　（略）<br>二　イに掲げる額からロ及びハに掲げる額の合算額を控除して得た額<br>イ　（略）<br>ロ　(1)に掲げる額から当該年度における当該都道府県内の各市町村の(2)に掲げる額の総額を控除した額の百分の四十一に相当する額<br>(1)・(2)　（略）<br>（新設）<br>ニ　次に掲げる額の合算額<br>(1)・(2)　（略）<br>（新設）<br>ハ　次に掲げる額の合算額<br>(1)・(2)　（略）<br>（新設） |